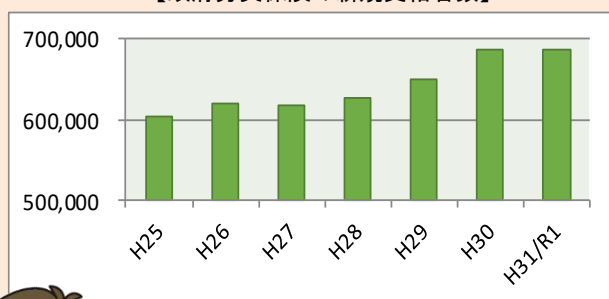


従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？



労災事故による政府労災保険の新規受給者数は、年間68万人以上！
死亡災害および休業4日以上之死傷者数も12万人以上います！

【政府労災保険の新規受給者数】



令和元年度における政府労災保険の新規受給者数^(注)は687,455人にものぼります。

時間換算すると、1時間に約78人もの方が政府労災保険の保険金を受け取る事故に見舞われているのです！

(注)遺族一時金、葬祭料や介護給付等の被災者本人以外の方が受け取る場合を含みます。

死亡災害および休業4日以上之死傷者数も、年間12万人を超えており、重症となる事故も、身近に起こりえる問題であることが分かります。

出典：厚生労働省「労災保険事業の保険給付等支払状況」「労働災害発生状況」



労災事故をめぐる高額判決・和解事例が相次いでいます！

政府労災保険の給付と併せて、企業で上乘せ補償金を支払った場合も、慰謝料部分などの金額について納得がいかない等で損害賠償請求を受ける可能性があります。

実際に、様々な企業で高額な賠償金が発生するケースが起きています。

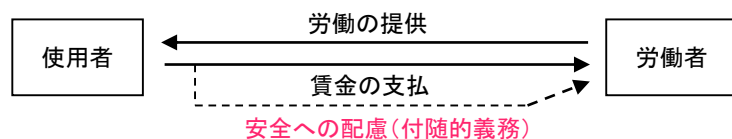
賠償金額	業種	事故内容
1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害。(大阪地裁 平成20年4月判決)
1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害。(鹿児島地裁 平成22年2月判決)
1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺。(最高裁 平成12年3月判決)
1億6,700万円	市立病院	医師が過労死。(長崎地裁 令和元年5月判決)
1億3,000万円	銀行	行員(40歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(熊本地裁 平成26年10月判決)
1億2,700万円	県立病院	嘱託医が過労死。(那覇地裁 平成17年3月判決)
1億2,000万円	重工業研究所	研究室長が長時間労働により心筋梗塞を発症。(長崎地裁 平成16年3月和解)
1億円	鉄道会社	社員(28歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(大阪地裁 平成27年3月判決)
1億円	建設会社	営業課長が長時間労働が原因でうつ状態となり自殺。(京都地裁 平成27年9月判決)
7,200万円	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺。(福井地裁 平成26年11月判決)

日常業務の中で起こりうる業務災害。損害賠償金への備えも重要です！

企業が労災事故の損害賠償責任を負う？

使用者は、労働契約法第5条等を根拠とし、労働者の生命・身体の安全・衛生に配慮する義務(いわゆる「安全配慮義務」)を負うこととされています。

➡ 労災事故が発生した場合、使用者は、安全配慮義務を履行しなかったとして債務不履行による損害賠償請求を受ける可能性があります。



政府労災保険の補償だけでまかなえる？

労災事故が発生した場合、政府労災保険が給付されますが、被災者本人や遺族への見舞金、慰謝料、賠償金等を含めると、政府労災保険だけでは十分とは言えない場合があります。

また、支払いまでかなりの時間がかかることもあります。実際に、死亡事故案件で2年以上かかったケースもあります。労災事故かどうかは、「業務遂行性」「業務起因性」という2つの要素に基づいて国が認定するため、すべての事案について政府労災保険の認定が下りるとは限りません。

政府労災保険だけですべての事故を補えるわけではないのです。



ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)へのご加入をおすすめいたします！

従業員等の業務上の災害によって貴社が被る各種費用の支出や損害賠償リスクをしっかりと補償します！

ビジネスJネクストのポイント

- ① シンプルで選びやすいパッケージプランをご用意しています！
- ② 政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします！(*1)
- ③ 充実した付帯サービス「人事・労務相談デスク」「ストレスチェック支援サービス」(*2)をご利用いただけます！
- ④ 一定の条件を満たした場合、経営事項審査で15ポイントの加点対象となります！

(*1) 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「労災認定身体障害追加補償特約」、「メンタルヘルス対策費用特約」については、政府労災保険の認定を受けたものに限り、また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

(*2) 「ストレスチェック支援サービス」は、「使用者賠償責任補償特約」をセットされた事業者さま向けのサービスです。

+ 使用者賠償責任補償特約

従業員等(補償対象者)が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

+ 補償充実のための各種特約

- ◆ 雇用慣行賠償責任補償特約 : 従業員等への不当行為や第三者へのハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償
- ◆ 労災認定身体障害追加補償特約 : 政府労災保険で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺も補償

● セットしていただく特約によっては、政府労災保険の認定が必要な場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

● このチラシは「ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>

2021. 1 / A3E21 / 92092 / B